

令和 2 年 3 月 19 日

千葉県知事	森田 健作 殿
千葉県教育委員会委員長	澤川 和宏 殿
千葉県公安委員会委員長	岩沼 静枝 殿
千葉市長	熊谷 俊人 殿
千葉市教育委員会委員長	磯野 和美 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・  
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二

児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を求める再々度の要望書

1 本日 3 月 19 日心愛さんの父親である栗原健一郎被告に判決が下されました。公判では凄惨極まりない拷問というしかない虐待を心愛さんが受けていたことが明らかになり、被告に強い憤りを感じるとともに、救えるはずの心愛さんの命を救うことができなかつた私ども大人は強く反省し、二度とこのような事件を繰り返さないようベストの態勢で子どもたちを虐待から守らねばならないことにどなたも異論はないものと存じます。

2017 年 9 月に千葉県市原市賢大ちゃん虐待死事件等を受け、私が千葉県庁を訪れ、担当課長等に同事件では児童相談所(児相)は警察と情報共有もせず安易に一時保護を解除して救えるはずの命を救えなかつた、平成 23 年には柏市、平成 19 年には松戸市、平成 18 年には市原市でも同様の事件を引き起こしており、これらの繰り返される虐待死事件を教訓に、児相と警察との全件の情報共有と連携しての活動を実現してほしい旨千葉県と千葉市に要望しました。

しかし、千葉県(千葉市も)には受け入れられないまま、心愛さん事件を引き起こしてしまいました。千葉県が私どもの要望を受け入れ、児相が案件を抱え込まず警察等他機関と情報共有し連携して活動さえしていれば、心愛さんを確実に救うことができ、心愛さんがかくも残酷に虐待死させられることはありませんでした。千葉県にはこのことを心に強く銘記していただくことを強く求めます。

2 それにもかかわらず、千葉県は(千葉市も)今に至るまで、私どもが心愛さん虐待死事件直後から何度要望しても、児相と警察との全件共有と連携しての活動を拒否し続けています。野田市が事件直後から警察を含めた幅広い関係機関と

全件共有し連携しての活動に取り組み、真摯に再発防止に取り組んでおられるのと全く正反対です。千葉県は心愛さん事件を真摯に反省し、再発防止に努めているとは到底思えません。

その間、全国では、多くの自治体が心愛さん虐待死事件等児相が案件を抱え込んで救えるはずの命を救えなかった事件を教訓として、児相と警察との全件共有と連携しての活動に取り組んでいただき、格段に子どもたちを守ることができるようになりました。現時点では全国児相設置自体の半数近くの自治体で取り込まれるに至っています。埼玉県では各児相と各警察署をオンラインで結び、常時最新の情報共有が可能としています。これによりタイムラグなく、お互いに子どもに危険な兆候があるかないか共有でき、子どもの安全が格段に図ることができるようになりました。さらに、全件共有すると児相の業務も大幅に軽減されます。深夜を含め 24 時間警察が 110 番通報や迷子の保護等で対応した場合、その家庭が虐待家庭でないか、虐待の被害児童でないかの照会を児相に行っていますが、全件共有が実現するとこの業務がかなり少なくなるのです。

また、心愛さん虐待死事件を受け、昨年 5 月に出された文科省の「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」では、学校は外傷事案は警察に連絡するよう定められるなど、関係機関の情報共有と連携しての活動は大いに進んでいます。

3 そこで再々度、下記の事項を早急に実現していただくようお願いいたします。また、昨年 5 月に文科省から出された「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」の遵守につき、すべての教育委員会、学校をお願いいたします。

①児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会拒否、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待によるものと判明していないものを含む)やネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じる恐れがある場合には直ちに警察に通報する。

②警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置する。

③市町村、学校は、所在不明の未就学児童、長期間欠席、不登校事案、健康診査未受診乳幼児について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間

で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合など子どもの安全を目視で確認できない場合には速やかに警察に発見・保護を要請するものとする。

④児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

⑤児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

⑥市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DVその他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を関係機関で共有し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には直ちに保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。(千葉県には各市町村に⑥につきご指導していただくようお願いいたします。)

⑦教育委員会、学校は、令和元年5月9日「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」に従い、外傷が認められる事案等については、警察に連絡するよう徹底する。(千葉県教育委員会には各市町村教育委員会にご指導していただくようお願いいたします。)

⑧児童相談所と市町村、警察、学校等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

どうか、全国の半数近くに上る連携の進んだ自治体の取組もご参考にしていただき、早急に私どもの要望を受け入れていただき、虐待を受けている子どもたちが児相に案件を抱え込まれたままでなく、関係機関が情報を共有し連携して守られるよう、二度と児相が知りながら子どもの命が救えないということがないように、ベストを尽くして子どもをお守りくださいますようお願いいたします。

また、森田知事には、お会いして直接要望させていただくことを、これまで再三お願いしておりますが、全く応じていただいております。早急に直接要望させていただく機会をお作りいただきますようお願いいたします。

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会  
103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2-314 代表理事 後藤啓二(弁護士) tel 090-2563-5206 fax 03-6317-5298 kgoto@ab.auone-net.jp